

# 千葉県報

定例  
令和6年1月9日

## 主要目次

○ 道路の供用開始	一
○ 選挙管理委員会告示	一
○ 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数	一
○ 管理美容師資格認定講習会の指定	二
○ 管理美容師資格認定講習会の指定	二
○ 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧	三
○ 土地区画整理審議会委員の候補者及び選挙の無投票	三
○ 特定調達公告	三
○ 落札者等の公告	三

## 告示

### 千葉県告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年一月十日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和六年一月九日から三週間、縦覧に供する。

令和六年一月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道長浦上総線	君津市富田字田面九二番三地先から向郷字富田二、二二二番一地先まで

## 選挙管理委員会告示

### 千葉県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数、同法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員

の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項（議員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、それぞれ次のとおりである。

令和六年一月九日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

- 一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一〇五、四〇九人
- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が八十万を超える場合におけるその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 七五八、八〇一人
- 三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超えない場合における選挙権を有する者の三分の一の数

長生郡選挙区	一六、五二九人
千葉市中央区選挙区	五九、六一四人
千葉市花見川区選挙区	四九、八〇八人
千葉市稲毛区選挙区	四四、〇一一人
千葉市若葉区選挙区	四一、四四八人
千葉市緑区選挙区	三五、六八一人
千葉市美浜区選挙区	四一、一九八人
銚子市・香取郡東庄町選挙区	一九、六六二人
館山市選挙区	一一、九二四人
木更津市選挙区	三七、七三九人
野田市選挙区	四二、九二〇人
茂原市選挙区	二四、九九八人
成田市選挙区	三五、二一四人
佐倉市・印旛郡酒々井町選挙区	五三、九八五人
東金市選挙区	一六、一四五人
旭市選挙区	一七、六二七人
習志野市選挙区	四八、三四三人

開 催 期 日	開 催 場 所	一 講習会の開催期日及び開催場所	千葉県知事 熊谷 俊人
		管理美容師資格認定講習会の指定 美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、管理美容師に係る講習会を次のとおり指定した。 令和六年一月九日	

開 催 期 日	開 催 場 所	一 講習会の開催期日及び開催場所	千葉県知事 熊谷 俊人
		二 講習会の主催者の名称及び主たる事務所の所在地 公益財団法人美容師美容師試験研修センター 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階 指定年月日 令和六年一月九日	
開 催 期 日	開 催 場 所	三 講習会の主催者の名称及び主たる事務所の所在地 公益財団法人美容師美容師試験研修センター 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階 指定年月日 令和六年一月九日	
		四 この講習会についての詳細は、次に問い合わせること。 名称 公益財団法人美容師美容師試験研修センター 所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚01 八階 電話 〇三(五五七九)六一一五	

柏市選挙区	一一九、八七七人
勝浦市・いすみ市・夷隅郡選挙区	一九、六七一人
市原市選挙区	七五、九〇九人
流山市選挙区	五五、九八〇人
八千代市選挙区	五六、一八三人
我孫子市選挙区	三七、三〇五人
鴨川市・南房総市・安房郡選挙区	二一、四〇〇人
鎌ヶ谷市選挙区	三〇、九三三人
君津市選挙区	二三、二二二人
富津市選挙区	一二、一四九人
浦安市選挙区	四七、五〇二人
四街道市選挙区	二六、一三五人
袖ヶ浦市選挙区	一八、〇七八人
八街市選挙区	一八、九〇二人
印西市・印旛郡栄町選挙区	三四、八一三人
白井市選挙区	一七、一七七人
富里市選挙区	一三、四七六人
匝瑳市選挙区	九、七五六人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	二六、一五七人
山武市・山武郡選挙区	二六、五五四人
大網白里市選挙区	一三、八五三人
四 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数が四十万を超え八十万以下の場合におけるその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	
市川市選挙区	一三五、〇二七人
船橋市選挙区	一五六、〇五二人
松戸市選挙区	一三五、八九一人

公 告

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法  
 第八条第一項の規定により、千葉県干潟土地改良区の干潟地区における土地改良事業(農  
 業用排水施設の管理)計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次の  
 とおり縦覧に供する。  
 令和六年一月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

- 1 千葉県干潟土地改良区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 千葉県干潟土地改良区定款の写し

二 縦覧期間

令和六年一月十日から二月六日まで

三 縦覧場所

旭市役所及び匝瑳市役所並びに香取郡東庄町役場

土地区画整理審議会委員の候補者及び選挙の無投票

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十四条第二項の規定により、  
 木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理審議会委員の立候補届のあった者は次のと  
 りであったが、届出のあった候補者の数が宅地の所有者から選挙すべき委員の数及び宅地  
 について借地権を有する者が選挙すべき委員の数を超えないので、同令第二十六条の規定  
 により投票は行わない。  
 令和六年一月九日

千葉県知事 熊谷 俊人

宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
伊藤 博	木更津市瓜倉一七番地
井上 茂男	木更津市瓜倉五七五番地二(金田西四四街区一六一一画地)
齋藤 一男	木更津市中島四、〇二七番地
関口 俊	埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目一四番一二号
高橋 浩	木更津市本郷一丁目六番二三号
根本 英二	木更津市瓜倉八二番地
宮野 弘一	木更津市瓜倉七六番地
矢野 利一	木更津市瓜倉三、五六一番地二
山中 彰	木更津市瓜倉五五八番地(金田西六一街区七画地)
渡邊 三夫	木更津市瓜倉一〇九番地
渡邊 三男	木更津市中島二、二五七番地

宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
有限会社ねもと	木更津市瓜倉九四番地

特 定 調 達 公 告

〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けざるものとする。〕

落札者等の公告  
 次のとおり落札者等について公告する。  
 令和6年1月9日

千葉県知事 熊谷 俊人

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
  - ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
  - ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - ⑥契約の相手方を決定した手続
  - ⑦入札公告日
  - ⑧随意契約による場合はその理由
  - ⑨その他必要な事項
- ①千葉県警察情報管理システムサーバー機器等(第4期) 賃貸借 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 ③令和5年10月30日 ④株式会社J ECC 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤860,574,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年9月8日

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八